

丹波市地域福祉計画推進協議会（第1回）

日時：平成31年4月26日（金）

14:30～2時間程度

場所：春日住民センター1階大会議室

1. 開 会

2. 委嘱書の交付

3. あ い さ つ

- ・丹波市長
- ・（福）丹波市社会福祉協議会 会長

4. 委員等自己紹介

- ・委 員
- ・市、社会福祉協議会及び計画策定支援業務受託者

5. 会長及び副会長の選出（条例第5条関係）

会長：_____、副会長：_____

6. 協 議 事 項

（1）協議会の運営要領及び傍聴要領の承認について

（2）地域福祉計画の策定について（概要説明）

- ・丹波市地域福祉計画（社会福祉法に規定する行政計画）
- ・丹波市成年後見制度利用促進計画（利用促進法に規定する行政計画）
- ・丹波市社協地域福祉推進計画（社会福祉法に規定する社協行動計画）
- ※ 第4期 兵庫県地域福祉支援計画の概要について（谷口教授コメント）

（3）専門部会の設置について（条例第7条関係）

専門部会長及び部会員の構成等

- ・地域包括ケアシステム部会（事務局／地域包括支援課・社会福祉課）
- ・虐待対策・権利擁護支援部会（事務局／障がい福祉課・介護保険課）
- ・地域福祉推進部会（事務局／社会福祉協議会）

（4）計画策定にかかるスケジュール等について（2年間）

〔平成31年度〕

- ・ H31.8 上旬～8 月下旬 市民の地域福祉に関する意識調査 (3,000 件)
 - ・ H31.8 中旬～10 月中旬 アンケート調査データ集約
 - ・ H31.11 下旬 第 2 回計画推進協議会
 - ・ H31.9 上旬～11 月下旬 関係団体ヒアリング
 - ・ H32.2 中旬～3 月下旬 計画骨子 (基本方針) 作成 ※次年度へ継続
 - ・ H32.3 下旬 第 3 回計画推進協議会
- ※専門部会の開催は、別添「計画策定スケジュール」参照

[平成 32 年度]

- ・ ～H32.5 中旬 計画骨子 (基本方針) 作成
 - ・ H32.6 上旬 第 4 回計画推進協議会
 - ・ H32.5 上旬～9 月中旬 計画素案の作成
 - ・ H32.7 下旬 第 5 回計画推進協議会
 - ・ H32.9 上旬 第 6 回計画推進協議会
 - ・ H32.10 パブリックコメント実施 (約 1 ヶ月)
 - ・ ～H32.12 中旬 計画書最終 (案)
 - ・ H32.11 下旬 第 7 回計画推進協議会
 - ・ H32.12～1 月末 計画書及び概要書の印刷製本
- ※専門部会の開催は、別添「計画策定スケジュール」参照

7. 質疑応答 (全体)

8. その他

9. 閉 会

[資料の構成]

(1) 会議次第	P1～2
(2) 丹波市地域福祉計画推進協議会条例	P3～4
(3) 丹波市地域福祉計画推進協議会委員及び事務局員名簿	P5～6
(4) 協議会の運営要領	P7
(5) 協議会の傍聴要領	P8～9
(6) 丹波市地域福祉計画の策定について (概要書)	P10～13
(7) 丹波市成年後見制度利用促進計画の策定について (概要書)	P14～17
(8) 丹波市地域福祉推進計画 (概要書／社会福祉協議会)	P18～19
(9) 専門部会の構成について (委員)	P20
(10) 計画策定にかかるスケジュール (案)	P21
(11) 【参考】丹波市地域福祉活動促進計画 (概要版・本編)	別冊
(12) 【参考】第 4 期 兵庫県地域福祉計画 (概要版・本編)	別冊

○丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例

平成30年12月25日
条例第62号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条第1項に規定する地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進を図るため、丹波市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 福祉団体等の代表者
- (4) 地域住民の関係者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌握し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 部会長は、部会において必要があるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第5号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

丹波市地域福祉計画推進協議会委員名簿

(任期：平成31年4月26日～平成34年4月25日／3年間) ※うち計画策定は2年間

〔委員名簿〕

No.	区 分	氏 名	所属団体等名	役職名等	摘 要 (専門、役割、所属区分等)
1	識見を有する者 (条例第3条第2項第1号)	タニグチ 谷口 泰 司	関西福祉大学 (社会福祉学部)	教授	障害者・高齢者福祉、就労支援
2		マツオ 松尾 信 幸	兵庫県司法書士会	司法書士	権利擁護、成年後見制度
3	関係行政機関 (条例第3条第2項第2号)	オオサカ 逢坂 悟 郎	丹波健康福祉事務所	所長	地域福祉の取組推進支援 (広域的見地)
4		フジイ 藤井 直 哉	ハローワーク柏原 (柏原公共職業安定所)	所長	生活困窮者等就労支援
5	福祉団体等の代表者 (条例第3条第2項第3号)	ケダ 関 田 昇	丹波市民生委員児童委員連合会	会長	民生委員児童委員
6		ナガイ 長井 克 己	丹波市社会福祉協議会	会長	地域福祉推進団体
7		サワムラ 澤村 安由里	丹波市社会福祉法人連絡協議会	会長	社会福祉法人
8		ナカガワ 中川 優 一	みつみ生活サポートセンター	社会福祉士 相談支援専門員	障がい者相談支援事業所
9		モリシマ 森島 美 幸	丹波市身体障害者福祉協議会	理事	障害者団体
10		アサチ 足立 美 樹	丹波どんぐり食堂 (移動式子ども食堂)	管理栄養士	ボランティア団体
11		ウスイ 臼井 真奈実	丹波市保育協会 (認定こども園ミライズにじ)	園長	子育て支援団体
12		ナカ ヅ 中 辻 剛	丹波市老人クラブ連合会	会長	高齢者団体
13	地域住民の関係者 (条例第3条第2項第4号)	オノ 大野 亮 祐	丹波市自治会長会	会長	自治会長会
14		ナカ 田 中 義 人	新井自治協議会	コミュニティ活動 推進員	自治協議会
15	公募による市民 (条例第3条第2項第5号)	ハタ 八尾 由 江			障害者就労移行支援 (一社) a m * a m
16		ヨシダ 余田 弘 子			吉見地区生活支援サービス 推進会議アドバイザー
17	その他市長が必要と認める者 (条例第3条第2項第6号)	オオニシ 大西 誠	丹波市同和教育推進協議会	会長	人権団体
18		ニシダ 西田 隆 之	丹波市学校長会 (中央小学校)	校長	教育関係団体

〔事務局員名簿／丹波市〕

No.	所属部課名	氏 名	役職等	摘 要
1	福祉部	井上 鉄也	理事 (地域包括ケアシステム担当)	
2	福祉部	金子 ちあき	部長兼福祉事務所長	
3	福祉部社会福祉課	中村 直樹	課長	全体統括 地域包括ケアシステム部会 事務局
4	〃 介護保険課	谷口 正一	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
5	〃 障がい福祉課	木村 成志	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
6	〃 地域包括支援課	谷 永 仁	課長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
7	〃 社会福祉課	森本 英行	副課長兼福祉総務係長	全体統括(副) 地域包括ケアシステム部会 事務局
8	〃 介護保険課	大西 万実	介護保険係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
9	〃 障がい福祉課	北山 美幸	障がい福祉係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
10	〃 地域包括支援課	荒木 信博	地域包括支援係長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)

〔事務局員名簿／丹波市社会福祉協議会〕

No.	所属部課名等	氏 名	役職等	摘 要
1	法人事務局	山田 吉晴	事務局長	
2	〃	芦田 正吾	事務局次長	
3	〃	松 浪 豊	事務局次長	
4	総務課	荻野 和昌	課長	
5	地域福祉課	田邊 和彦	課長	
6	介護保険課	藤本 裕二	課長	
7	地域福祉課	山本 奈津希	係長	
8	介護保険課	小谷 菜絵	係長	

丹波市地域福祉計画推進協議会運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例（平成30年丹波市条例第62号）第10条の規定に基づき、丹波市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開等）

第2条 協議会の会議（会議において配布された資料を含む。この条において同じ。）の公開又は全部若しくは一部の非公開は、会長が会議に諮って、これを定める。

2 会議の公開に関しては、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）の趣旨に照らし配慮するものとする。

（意見聴取等）

第3条 協議会は、必要と認めるときは、協議会が指名する委員（以下「指名委員」という。）に、次の事項に関して意見聴取等を行わすることができる。

- （1）関係者への意見聴取に関すること。
- （2）協議会で必要と認める情報の収集に関すること。
- （3）その他協議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、指名委員は、その結果を協議会の会議で報告するものとする。

（傍聴に関する事項）

第4条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録の作成）

第5条 福祉部社会福祉課は、協議会の会議内容を要約した会議録を作成するものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

丹波市地域福祉計画推進協議会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、丹波市地域福祉計画推進協議会運営要領（平成31年4月26日施行）第4条の規定に基づき、丹波市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。ただし、開催会場の都合により分けることが困難な場合はこの限りでない。

（傍聴の手順）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、丹波市地域福祉計画推進協議会傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に必要事項を記載しなければならない。ただし、報道関係者及び会議を傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳児についてはこの限りでない。

（報道関係者に係る手続き）

第4条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

（傍聴人の定員）

第5条 傍聴人（報道関係者を除く。）の定員は、会議開催場所に応じて会長が定める人数とする。

（傍聴することができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- （1）銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを所持している者
- （4）前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となるおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、会長の許可を得た場合にはこの限りでない。

- （1）静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と否定を表明しないこと。
- （2）談笑、騒ぎ立てること、みだりに傍聴席を離れること、その他議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- （3）会場においては、携帯電話は電源を切り、又はマナーモードに設定し、通話はしないこと。
- （4）会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- （5）会場において、写真、ビデオ等の撮影及び録音をしないこと。
- （6）会場においては、会長及び係員の指示に従うこと。
- （7）前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

（傍聴人の退場等）

第8条 傍聴人がこの要領の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、協議会において会議非公開の決定があったときは、速やかに、退場しなければならない。

（傍聴人への会議資料の提供）

第9条 協議会は、傍聴人に会議資料（丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9条）第7条に規定する不開示情報が記録されている部分を除く。以下同じ。）を提供するものとする。ただし、会長が協議会に諮り、提供することが会議の運営上適当でないとの決定がなされたときは、この限りでない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

（様式）

丹波市地域福祉計画推進協議会傍聴要領傍聴者受付簿

区分（いずれかに○）	氏 名	備 考
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		
一般・報道		

丹波市地域福祉計画の策定について

1. 丹波市地域福祉計画とは？

市が社会福祉法第 107 条の規定に基づき作成する行政計画の「地域福祉計画」は、丹波市総合計画の部門別計画として位置づけられるものであり、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」等を明らかにする計画となります。

なお、現行の計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき地域福祉を推進する団体として設置する社会福祉協議会が、実践的な活動計画として策定する推進計画と一体的に策定しています。

両計画は合併以降、個別に策定していましたが、その役割は異なるものの地域福祉の推進を図るという目的は同じであるため、第 2 期計画（H27. 11）から一体的に策定を行い、計画名称を「丹波市地域福祉活動促進計画」といたしました。

2. 社会福祉法の改正等によるポイント（地域福祉計画）

- 「地域包括ケア」を進化させた「地域共生社会の実現」へ
- 「公的支援（対象者ごとの福祉サービス）」を「縦割り」から「丸ごと」へと転換
- 「我が事、丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへ転換

（1）地域福祉計画の策定が「任意」から「努力義務」へ

（2）福祉にかかる分野別計画の上位計画としての位置づけ

- ・老人福祉計画、介護保険事業計画、医療介護総合確保法に基づく市町計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、健康増進計画、その他の関連する計画（成年後見制度利用促進計画、住宅供給計画、自殺対策計画、地域防災計画等）との調和

（3）計画の記載事項を 2 項目追加（3 → 5 項目）法第 107 条第 1 項関係ほか

- ① 地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【追加】
- ② 地域における福祉サービスの適正な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項【追加】 法第 106 条の 3 関係

3. 地域共生社会の実現と地域福祉計画

〔地域共生社会が必要とされる背景〕

- （1）地域住民が抱える生活課題の複雑化・複合化（高齢者のみ世帯の増加、8050 問題、ダブルケア等）
- （2）少子高齢化・人口減少社会の到来（2025 年以降、高齢者の急増から現役世代の急減へ）
- （3）地域の間人関係や支え合い意識等の希薄化（社会的孤立、生活困窮）

〔改正社会福祉法と地域福祉計画〕

- （１）住民相互の支え合い機能を強化、公的支援を協働して地域課題の解決を試みる体制の整備
- （２）複合する課題に対応する包括相談支援体制の構築
- （３）地域福祉計画の充実

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることを目指します。

→ 福祉の分野別計画の上記計画として、地域福祉計画が存在する。

4. 計画年次（関連計画を含む）

※H31(2019)年度～H32(2020)年度の2ヵ年で改定作業

・直近の計画見直しのタイミングで記載事項を追加（最長で改正法施行後3年程度以内を想定）→ 丹波市（～H33.3末）

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
地域福祉計画	2期 計画期 (H27-H31)		改定 (H32 計画延長)		3期 計画期間 (H33-H37)			改定		
介護保険事業計画	改定	7期 計画期間 (H30-H32)		改定	8期 計画期間 (H33-H35)		改定	9期 計画期間 (H36-H38)		改定
障がい者基本計画	改定	3期 計画期間 (H30-H35) ※H32 時点修正					改定	4期 計画期間 (H36-)		
障がい福祉計画	改定	5期 計画期間 (H30-H32)		改定	6期 計画期間 (H33-H35)		改定	7期 計画期間 (H36-H38)		改定
障がい児福祉計画	策定	1期 計画期間 (H30-H32)		改定	2期 計画期間 (H33-H35)		改定	3期 計画期間 (H36-H38)		改定
子育て支援計画	計画期間 (H27-H31)		改定	計画期間 (H32-H36)				改定	計画期間 (H37-H41)	
健康たんば21	2次 計画期間 (H28-H37)								改定	
DV基本計画	策定	2次 計画期間 (H30-H34)				改定	3次 計画期間 (H35-H39)			

《参考》

	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37	2026 H38
総合計画	前期計画期間 (H27-H31)		改定	後期計画期間 (H32-H36)				改定		

※「次世代育成支援行動計画（前期・後期）」は、平成17年度に策定し、その5年後の平成22年度に見直しを行い、後期計画を策定した。平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定され、当該計画は、平成27年度から策定が任意となったことを受け、当市では当該計画を廃止し、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を行った。

5. 市がこの計画に盛り込みたい事項

地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、包括的な支援体制の整備を含め、福祉の各分野別計画に関して、共通して取り組むべき事項を盛り込むこととします。

- 基本目標（目指すべき地域社会の姿）
- 基本理念（取り組みの視点）
- 推進方策（優先すべき事項、具体的な方策と数値目標、計画年次等）

◆ 具体的な推進方策の体系（第4期 兵庫県地域福祉支援計画より）

1. 地域住民や地域団体等から構成されるネットワークの構築	
(1)	市の実情に応じた重層的な圏域(エリア)の設計
(2)	地域福祉ネットワークの構築
(3)	問題解決に向けた発展的な仕組みづくりの推進
2. 包括的な相談支援体制の構築	
(1)	市域における包括的な相談支援体制の構築(総合相談窓口の設置等)
(2)	民生委員・児童委員と地域団体等との連携推進
(3)	社会福祉協議会や地域包括支援センター等の機能充実
(4)	課題解決のための多職種・地域の連携促進
(5)	生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進
(6)	権利擁護支援体制の充実
3. 地域福祉を推進する人材育成	
(1)	住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援
(2)	ユニバーサル社会づくりの実現に向けた意識啓発と取組の推進
(3)	福祉専門職の適切な配置及び資質向上
	①地域づくりの専門員(地域づくり支援員等)
	②対人支援を行う福祉専門職(地域生活支援コーディネータ等)
(4)	民生委員・児童員の担い手の確保
(5)	高齢者、障害者、若者、子育て中の親、企業や事業所、学校等の幅広い層の参画促進
(6)	福祉・介護人材の確保・育成・定着と外国人人材の受入れ確保
4. 地域づくり活動の活性化	
(1)	地域経済・資源循環と一体となった福祉の地域づくりの推進
(2)	地域を支える団体の体制強化
(3)	社会福祉法人の専門性を活かした地域公益活動の推進
(4)	災害時に備えた平時からの地域づくり推進
(5)	住民による主体的な健康づくりの推進
(6)	認知症の予防・早期発見、地域で支える仕組みの構築
(7)	障害者の障害者支援施設等からの地域移行・地域定着を支援
(8)	寄附文化の醸成
(9)	福祉部局と地域づくり部局との協力体制の構築
5. 地域福祉の推進基盤の強化(地域福祉計画の実効性を高める)	
(1)	各主体の協働推進
(2)	地域福祉推進計画との連携推進(社会福祉協議会)
(3)	地域福祉計画の進行管理・評価の実施
(4)	行政職員の意識改革(分野別横断的な人材の養成等)

- (1) 様々な課題を抱える方の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携と支援策に関する事
- (2) 高齢、障がい、子ども、子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事（予算の重点配分）
- (3) 制度の狭間の課題（ひきこもり、サービス利用拒否等）への対応のあり方に関する事
- (4) 生活困窮者のような各分野を横断的に関係する方に対応できる市や関係機関等の体制に関する事項（丸ごと一旦受けとめる相談支援体制等、各分野別委託先の再構築を含む）
- (5) 高齢、障がい、子ども、子育て等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみに関する事項（共生型サービス等）
- (6) 住まいに課題を抱える方への横断的な支援のあり方に関する事（自立促進）
- (7) 就労に困難を抱える方（生活困窮者、ひとり親家庭等）への横断的な支援のあり方に関する事
- (8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方に関する事（各分野共通）
- (9) 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力に不安がある方への金銭管理等、権利擁護のあり方に関する事
- (10) 虐待への統一的な対応等のあり方に関する事（各分野共通）
- (11) 地域住民等が集う拠点施設等のあり方に関する事（福祉センター等）
- (12) 地域住民が主体的に地域の生活課題を把握して解決に取り組むことができる地域づくりに関する事（介護サービス支援体制整備事業関係）
- (13) 地域づくりに関する複数の事業を一体的な実施していくための補助事業等のあり方に関する事
- (14) 災害時における避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り等に関する事
- (15) その他地域福祉を進めるための施策に関する事

6. 計画の構成（以下3つの計画を章立てで1冊の計画書）

- ・丹波市地域福祉計画
- ・丹波市成年後見制度利用促進計画
- ・丹波市地域福祉推進計画（社会福祉協議会）

7. 計画策定等にかかる事務局体制の構築と運営等

- (1) 市と社会福祉協議会の職員で構成する合同事務局を設置
- (2) 庁内委員会の設置（部署横断したプロジェクトチーム会議等）
 - ・上位計画等との整合、諸計画との調和
- (3) 専門部会の設置
- (4) 計画の進行管理と評価を当推進協議会で実施

■成年後見制度利用の促進計画の策定

政府において、成年後見制度の利用の促進に係る法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画が策定されたことに伴い、市町村の役割に係る同法第 23 条の規定。

第 23 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

【基本計画の 3 つのポイント】

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - ・本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ・①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備
 - ・本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備
3. 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策（※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与するイメージ）の検討

■市町村の役割

- 市町村は、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第 23 条第 2 項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

■成年後見制度利用促進基本計画の概要

1. 基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね５年を念頭（平成 29 年度～33 年度）
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。

※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

2. 基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
 - ①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
 - ②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
 - ③財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2) 今後の施策の目標
 - ①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - ②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - ③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
 - ④成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。
- (3) 施策の進捗状況の把握・評価等
基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

3. 総合的かつ計画的に講ずべき施策

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
“制度開始時・開始後における身上保護の充実”
 - ①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方
 - ②後見人の選任における配慮
 - ③利用開始後における柔軟な対応
 - ④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ①地域連携ネットワークの３つの役割
 - ア．権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - イ．早期の段階から相談・対応体制の整備
 - ウ．意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
 - ②地域ネットワークの基本的仕組み
 - ア．本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
 - イ．地域における「協議会」等の体制づくり
 - ③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性
 - ④地域連携ネットワーク及び中核期間が担うべき具体的機能等
 - ア．広報機能

- イ．相談機能
 - ウ．成年後見制度利用促進機能
 - ・受任者調整（マッチング）等の支援
 - ・担い手育成・活動の促進
 - エ．後見人支援制度
 - オ．不正防止効果
 - ⑤中核機関の設置・運営形態
 - ア．設置の区域：市町村の単位を基本とする。（複数の市町村での設置も検討）
 - イ．設置の主体：市町村の設置が望ましい。（委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置）
 - ウ．運営の主体：市町村による直営又は委託など。
 - エ．設置・運営に向けた関係機関の協力（弁護士会、司法書士会、社会福祉司会等）
 - ⑥優先して整備すべき機能等
 - ・成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先。
- （３）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
—安心して利用できる環境整備—
- ①金融機関による新たな取組
 - ②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止
 - ③家庭裁判所と専門職団体等との連携
 - ④移行型委任後見契約における不正防止
- （４）制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項
- ①任意後見等の利用促進
 - ②制度の利用に係る費用等に係る助成
 - ③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定
 - ・地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めることが望ましい。
 - ・既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容にすることが望ましい。
- （５）国、地方公共団体、関係団体等の役割
- ①市町村
 - ア．地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
 - イ．地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
 - ②都道府県：広域の見地からの市町村支援（促進法 24 条）
 - ③国：財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介
 - ④関係団体：地域の協議会等への積極的な参加、相談対応、チームの支援等の活動

- (6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討
医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。
- (7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し
政府において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。
- (8) 死後事務の範囲等
促進法代 11 条第 4 号においては、成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年被後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行う。

丹波市社会福祉協議会 地域福祉推進計画

1. 地域福祉推進計画とは

地域福祉推進計画とは、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉を推進する団体として、社会福祉法に明確に位置づけられた社協は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行うさまざまな解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的としています。

2. 地域福祉計画と地域福祉推進計画の一体策定の意義

地域福祉計画は、その策定を通じて「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るものであり、市の地域福祉を具体化するために不可欠なものです。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉推進計画は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

3. 丹波市社会福祉協議会 地域福祉推進計画策定の歩み

	策定時期	計画の名称	計画期間	基本理念
1	平成 16 年 1 月	丹波市社会福祉協議会 地域福祉推進計画（第 1 次）	平成 16 年度 ～ 平成 20 年度	ささえあい おおきく ひろがれ ちいきのわ
2	平成 22 年 3 月	丹波市社会福祉協議会 地域福祉推進計画（第 2 次）	平成 22 年度 ～ 平成 26 年度	ささえあい おおきく ひろがれ ちいきのわ
3	平成 27 年 11 月	丹波市地域福祉活動促進計画	平成 27 年度 ～ 令和元年度	認めあい 支えあい 心つながるまち たんば

※ 1, 2 は丹波市社協独自に策定し、3 は丹波市と合同で策定

4. 地域福祉推進計画の内容

- ・ 法制度の根拠はなく、自主的に策定されるものであり、住民が主体となって活動

を行うための参加計画である

- ・ 社協による住民活動支援の役割を示したもの
- ・ 住民の「暮らしにくさ」「生活問題」等を幅広く取り上げ、それらの中から公約数的（優先順位を付けた）課題に絞り、住民がどのように関わり解決していくか、社協がそれをどう支援・応援するのかの方策をまとめたもの
- ・ あらゆる住民が役割を持ち、主体的に地域の生活課題を解決し、支えあいながら自分らしく活躍できる地域を目指すため、住民同士の支えあいである「互助」の推進を図るもの
- ・ 具体的には以下の内容等を盛り込む
 - ①地域のあり方へのビジョン（こういう地域でありたいという思い、理念）
 - ②まちの諸課題の現状（アンケート調査や懇談会、ヒアリング）
 - ③いつまでにその課題をどのような状態にするか（解決も含めて）という目標
 - ④そのために誰が何をするかという方策・役割分担・財源（実施計画）など

参 考

社会福祉法より抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

専門部会の構成及び部会員等について（案）

丹波市地域福祉計画推進協議会条例第7条に規定する部会につきまして、下記のとおり3つの部会を設置すること、並びに専門部会の名称及び部会に属する委員について下記のとおり提案いたします。

〔部会名：地域包括ケアシステム部会／6名〕

委員No.	氏 名	所属団体等名	部会長	摘 要
3	逢坂 悟郎	丹波健康福祉事務所		
4	藤井 直哉	ハローワーク 柏原		
5	開田 昇	丹波市民生委員児童委員連合会		
13	大野 亮祐	丹波市自治会長会		
16	余田 弘子		○	公募委員
18	西田 隆之	丹波市学校長会		

〔部会名：虐待対策・権利擁護支援部会／5名〕

委員No.	氏 名	所属団体等名	部会長	摘 要
2	松尾 信幸	兵庫県司法書士会	○	
8	中川 優一	みつみ生活サポートセンター		
17	大西 誠	丹波市同和教育推進協議会		
11	臼井真奈実	丹波市保育協会		
15	八尾 由江			公募委員

〔部会名：地域福祉推進部会／5名〕

委員No.	氏 名	所属団体等名	部会長	摘 要
6	長井 克己	丹波市社会福祉協議会		
7	澤村安由里	丹波市社会福祉法人連絡協議会	○	
9	森島 美幸	丹波市身体障害者福祉協議会		
10	足立 美樹	丹波どんぐり食堂		
12	中辻 剛	丹波市老人クラブ連合会		

注1) 各部会に委員以外の者を出席させることができる。

注2) 会長及び副会長は、上記3部会のオブザーバーとして出席することができる。

[協議事項(4)資料]

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下						
(1) 調整会議																																				
1. 推進協議会			★																												★					
2. 専門部会（部会ごと）																																				
3. 庁内会議																																				
(2) 市民意識調査																																				
1. 事前準備																																				
2. アンケート調査																																				
3. 集計・分析																																				
(3) 現状分析及び課題分析等																																				
1. 現状分析、課題整理																																				
2. 第2期計画の総括																																				
3. 関係団体ヒアリング																																				
4. 分析総括																																				
(4) 計画策定																																				
1. 計画骨子の作成																																				
2. 関連施策の整理																																				
3. 計画素案の作成																																				
4. パブリックコメントの実施																																				
5. 計画書最終案の作成																																				
6. 計画書冊子の作成																																				

121

[illegible]